

(別紙)

入札条件

(最終改正版 平成28年6月1日)

- 1 本件入札に関し、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、飯豊町財務規則に定めるもののほか、本条件に定めるところによる。
- 2 入札参加者は、あらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の代理をすることはできない。
- 4 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 5 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - 記名押印を欠く入札
 - 金額を訂正した入札
 - 誤字、脱字等による意思表示が不明瞭である入札
 - 明らかに連合によると認められる入札
 - 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 6 入札をした者は、入札後、現場の状況、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。
- 7 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
- 8 保証契約に基づいて前払金を支払う。
- 9 最低制限価格を設けている。
- 10 飯豊町低入札価格調査制度に関する規程に基づき調査基準価格を採用している。
- 11 落札者は、契約締結後1か月以内に建設業退職金共済組合にかかる掛金収納書を提示すること。
- 12 入札書は、飯豊町財務規則第106条の規定により、別紙様式による。
- 13 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 14 近接している工事と当該工事を同一業者が請け負った場合は、間接費を調整する。
- 15 工事を施工するために締結した下請け契約の請負代金の合計金額が4,000万円(建築一式工事にあつては6,000万円)以上となる場合は、落札者は「監理技術者資格者証」の交付を受けている技術者を本工事の監理技術者として専任で設置しなければならない。
- 16 指名又は一般競争入札参加資格を有する通知を受けた者が入札を辞退する場合は、次により取り扱うものとする。
 - 指名又は一般競争入札参加資格を有する通知を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退することができる。
 - 指名又は一般競争入札参加資格を有する通知を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出るものとする。
 - イ 入札執行前にあつては、入札執行日の前日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)までに入札担当課へ入札辞退届を直接持参し、又は郵送(書留で入札日の前日までに到着するものに限る。)して行う。
 - ロ 入札執行中にあつては、第1回の入札書に辞退の旨を明記して辞退することはできない。ただし、第2回以降の入札書においては、辞退の旨を明記し、辞退することができる。
- 17 落札者は、請負契約締結時において、審査基準日(経営事項審査の申請の直前の営業年度終了の日)から1年7か月以内にあり、かつ当該経営事項審査を終了しその結果通知書を受けていること。

【注】上記の入札条件のうち 印は該当条項である。